

福井県内大学等間単位互換に関する協定についての申合せ

(趣旨)

1. 福井県内大学等間単位互換制度に基づく特別聴講派遣学生及び特別聴講学生の取扱いについては、単位互換に関する協定書及び実施要項に定めるほか、次のとおり申し合わせる。

(授業時間割表)

2. 大学及び短期大学、並びに高等専門学校(以下「大学等」という。)は、特別聴講学生として履修できる授業時間割表を編成して、次の期間までに他大学等へ通知する。

(1) 前期：12月下旬

(2) 後期：6月下旬

(学年暦及びシラバス等)

3. 各大学等は、学年暦及びシラバス等を作成して、12月下旬までに他大学等へ通知する。

(募集要項)

4. 各大学等は、特別聴講学生募集要項を次により作成して、他大学等へ通知する。

(1) 募集要項には、実施方法(出願資格、授業料等、開放科目、出願手続、受入れの可否、履修期間、特別聴講学生に対するガイダンスの実施、試験の実施方法、単位の認定、施設の利用、授業時間割、通学方法、所在地及び問い合わせ先、その他)を記載する。

(2) 通知時期 前期：12月下旬、後期：6月下旬

(派遣学生募集案内)

5. 各大学等は、他大学等で履修を希望する学生に対して、単位互換に関する案内書を次により作成し、周知する。

(1) 案内書には、実施方法(出願資格、授業料等、開放科目、履修科目、履修計画、履修期間、試験の実施方法、施設の利用、出願手続、単位の認定、その他)を記載する。

(2) 周知時期 前期：1月中旬～下旬、後期：7月中旬～下旬 この間にガイダンスを実施する。

(出願資格)

6. 出願資格は、福井大学、福井県立大学、仁愛大学、仁愛女子短期大学、福井工業高等専門学校(専攻科)、福井工業大学、敦賀市立看護大学及び福井医療大学に在籍する1年次後期以降の学生(大学院学生を除く。)で他大学等において授業科目の履修を希望する者。

(特別聴講学生の出願)

7. 他大学等で履修を希望する学生は、所属する大学等の担当課に次の各号に掲げる書類を次の期間に出願しなければならない。

(1) 特別聴講学生入学願書(別紙様式見本)

(2) その他必要な書類

(3) 出願期間 前期：1月下旬～2月上旬
後期：7月中旬～7月下旬

(推薦順位)

8. 各大学等は、特別聴講学生の出願に当たって、1大学1科目に複数の聴講希望者が出た場合は、推薦順位を付して依頼を行う。

(受入れ依頼)

9. 各大学等は、学生の出願に基づき、受入れ大学等へ次の時期までにまとめて受入れ依頼を行う。

(1) 前期：2月下旬

(2) 後期：9月上旬

(受入れの可否)

10. 受入れ大学等は、受入れの可否を次の時期までに通知する。なお、否の場合は理由も併せて通知する。

(1) 前期：3月下旬

(2) 後期：9月下旬

(受入れ大学等におけるガイダンス)

1 1. 受入れ大学等は、特別聴講学生に対し、授業時間割、講義室、施設(図書館、食堂等)、掲示、試験及び休講・補講通知等についてガイダンスを実施する。

(受講登録)

1 2. 受入れ大学等は、ガイダンスを行う際に受講登録手続をさせる。

(成績通知)

1 3. 受入れ大学等は、派遣大学等へ原則として「認定」により成績を通知する。

(1) 前期：9月上旬

(2) 後期：卒業対象学生は2月下旬、
在学生は3月上旬

(履修許可の取消し)

1 4. 受入れ大学等の長は、特別聴講学生が次の各号の一に該当するときは、派遣大学等との協議により履修の許可を取り消すことができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 特別聴講学生としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(履修期間)

1 5. 協定書4に定める履修期間とは、当該学生が履修する授業科目の開講年度又は開講学期とする。開講年度又は開講学期を超えて履修を希望する学生は、改めて出願するものとする。

(サテライトキャンパス等に係る特例)

1 6. サテライトキャンパス及び双方向授業システムを利用する授業科目については、この申合せの規定にかかわらず別に定める。

附 則

1 この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年12月12日開催の福井県内大学等間単位互換実施連絡協議会の決議に基づき、本申合せ施行日前における高等専門学校との単位互換に伴う手続きは、本申合せにより実施されたものとみなす。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

2 この申合せ施行の際、現に福井医療短期大学に在籍する者の、単位互換に関する実施については、なお従前の例による。